

令和7年第6回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年6月20日（金） 13時30分～14時40分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2－2会議室

3 出席委員 (16名)

会長	16番	佐藤俊孝
会長職務代理者	15番	高原弘明
委員	1番	熊谷洋司
委員	2番	阿部江利子
委員	3番	朴田敦志
委員	4番	佐々木博
委員	5番	白澤克美
委員	6番	佐々木達也
委員	7番	白澤和実
委員	8番	高橋かおる
委員	9番	佐々木昭英
委員	10番	福澤広基
委員	11番	金子忠博
委員	12番	佐々木光枝
委員	13番	星川忠博
委員	14番	中塚誠

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 取下げ願いについて
日程第7	報告第3号 専決処理事項報告について
日程第8	議案第1号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する 許否決定について
日程第9	議案第2号 農用地利用集積等促進計画の作成要請について
日程第10	議案第3号 農用地利用集積等促進計画の作成要請について
日程第11	議案第4号 農用地利用集積等促進計画の作成要請について
日程第12	議案第5号 農用地利用集積等促進計画の作成要請について
日程第13	議案第6号 農用地利用集積等促進計画の作成要請について
日程第14	議案第7号 令和6年度最適化活動の目標に対する点検・評価について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細越一美
	係長	泉山弘道
	主任主事	南幅央毅

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。

また、議案の朗読は表題のみといたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いいたします。

また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。

本日の出席委員は16名であります。

定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから、令和7年度第6回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしということで、日程に従い、進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名させていただきます。

9番、佐々木昭英委員、11番、金子忠博委員、12番、佐々木光枝委員にお願いします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名いたします。農業委員会事務局 泉山弘道業務係長にお願いします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。

【事務局による朗読】

※佐藤会長から補足説明

5/28-5/29

①全国農業新聞表彰

普及拡張特別優秀表彰：奥州市

団体等表彰：花巻市、遠野市、一関市、奥州市

全国農業新聞賞：金ヶ崎町

②全国農業委員会会長大会

大会議案

・改正基本法、基本計画における政策実現に向けた提案について

・地域計画の実現により持続可能な農業・農村を創る全国運動について

・情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせの決議

③県選出国會議員への政策提案

上記の会長大会と同様

出席議員 小沢一郎議員（代理：宇田川政策秘書）

鈴木俊一議員（代理：清川政策秘書）

階猛議員（本人）

木戸口英司議員（代理：日吉秘書）

横沢高德議員（代理：丸山秘書）

6/8 矢巾町消防演習に出席

6/13 市町村農業委員会会長会議・研修会

- ・令和7年度岩手県農業委員会組織「重点取組事項について
- ・地域計画の実現及びブラッシュアップについて
- ・地域計画の実現と農業委員会最適化活動について
- ・情報事業の推進について

議長 業務の経過報告について、質疑ありましたらお願いいたします。

「なし」の声あり

議長 では次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題とします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第1号 朗読】

議長 補足説明を許します。

事務局

報告第1号について、補足説明させていただきます。

番号1及び番号7の案件につきましては、相続が発生してからかなりの日数が経過しておりますが、相続登記を失念していたためであり、相続登記の義務化に伴い相続未登記になっていることに気付いたことから、相続登記をしたものでございます。

なお、7番の案件につきましては、権利を取得した日に平成26年3月20日推定相続と記載されておりますが、被相続人の死亡日が不確定であるため推定相続と記載されているものであり、推定相続人が今回相続をしたことから届出されたものです。

議長 それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

議長 では、次に進みます。

日程第6、報告第2号、取下げ願いについて、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第2号 朗読】

議長 補足説明を許します。

事務局

報告第2号について、補足説明させていただきます。

この案件につきましては、先月の総会において、借人が設置している営農型太陽光発電施設の太陽光パネル部分に区分地上権を設定する許可申請について議決をいただいたところでしたが、太陽光パネルの下部農地については、土地所有者である貸人が借人に対して賃借権を設定していたことから、その上部についても借人が権利を有していると解釈されるため、別途区分地上権を設定する必要がないものでございました。

この事実が判明したのは、この許可に対する許可指令書を発行する前でございましたので、申請者に説明をして、当該申請の取り下げをしてもらったものでございます。

なお、今回の案件は事務局の知識不足により不要な許可申請を受けてしまったものでございましたので、今後このようなことが無いよう、引き続き積極的に知識習得をし、適正な農地事務に努めてまいります。

議長 それでは質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、次に進みます。

議長 日程第 7、報告第 3 号、専決処理事項報告について、を議題といたします。
議題について、事務局に朗読させます。

議長 【報告第 3 号 朗読】
補足説明を許します。
特にありません。
議長 それでは質疑ありましたら、挙手願います。
「なし」の声あり
議長 質疑なしと認め、次に進みます。

議長 日程第 8、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許可否決定について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。

議長 【議案第 1 号 朗読】
補足説明を許します。
事務局 議案第 1 号につきまして、補足説明をいたします。
お手元の資料 No. 1 の別添農地法第 3 条調査書をご覧ください。こちらを
ご覧いただきまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われるこ
とから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

議長 質疑ありましたら、挙手願います。
「なし」の声あり
議長 それでは質疑なしとして、討論に入ります。
最初に、反対討論ありましたらお願いします。
「なし」の声あり
議長 賛成討論がありましたらお願いします。

議長 高原弘明委員 15 番、高原弘明です。
これまで耕作していた方の更新ですので、賛成です。

議長 中塚誠委員 14 番、中塚誠です。
真面目に耕作している方ですし、問題ないと思いますので、賛成です。

議長 星川忠博委員 13 番、星川忠博です。
借人は大規模に経営されている方でもありますし、心配ないと思いますの
で賛成します。

議長 その他、賛成討論ございますか。
「なし」の声あり
議長 討論なしと認めます。
挙手により表決に入ります。

議長 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による貸借権設定許可申請に対する許可
決定について、許可する旨、決するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 【賛成者挙手】
挙手全員ですので、許可することに決します。
次に進みます。

議長 佐々木博委員 4 番、佐々木博です。
次の議案は私の関わる案件ですので、退出の許可を求めます。

議長 4 番、佐々木博委員の退席を許可いたします。
暫時、休憩いたします。
(休憩：14：05)

議長 再開します。
(再開：14：05)

議長 日程第 9、議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、
を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第2号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

議案第2号について、補足説明させていただきます。

この案件につきましては、先月の総会において、水利費所有者負担として要請する旨の議決をいただいていた案件ではありますが、当事者より水利費耕作者負担に変更し、賃借料も8千円から3千円に変更したいとの要望があったことから、その内容で再度承認をいただくものでございます。

なお、農用地利用集積等促進計画の作成要請については、農地中間管理機構を通しますが、基本的に賃貸人から賃借人までの一括方式で手続きをしていることから、議案書は今月からこのような表示で進めさせていただきます。

議長

それでは質疑に入ります。

質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

最初に反対討論ございませんか。

「なし」の声あり

議長

それでは賛成討論がありましたら、発言をお願いします。

佐々木光枝委員

12番、佐々木光枝です。

賛成します。

金子忠博委員

11番、金子忠博です。

討論はありません、賛成します。

福澤広基委員

10番、福澤広基です。

水利費耕作者負担と賃借料の変更に納得しますので、賛成します。

議長

その他、賛成討論ございますか。

「なし」の声あり

議長

討論なしと認め、挙手により表決に入ります。

議案第2号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、要請する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

議長

挙手全員ですので、要請することに決します。

次に進みます。

白澤克美委員

5番、白澤克美です。

次の議案は私の所属する法人の案件ですので、退出の許可を求めます。

議長

5番、白澤克美委員の退席を許可いたします。

5番、白澤克美委員が退席、4番、佐々木博委員が着席するまで休憩いたします。

(休憩：14：10)

議長

再開します。

(再開：14：10)

日程第10、議案第3号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第3号 朗読】

議長
事務局
議長

補足説明を許します。

特にありません。

それでは質疑ありましたら、挙手願います。

議長 「なし」の声あり
質疑なしと認め、討論に入ります。
反対討論はございませんか。

議長 「なし」の声あり
それでは、賛成討論ありましたらお願いします。

佐々木昭英委員 9番、佐々木昭英です。
引き続き、法人組合が耕作しますので賛成です。

高橋かおる委員 8番、高橋かおるです。
再設定ということで問題ないと思われますので、賛成いたします。

白澤和実委員 7番、白澤和実です。
賃借料も矢巾町の平均であり、継続しての耕作ですので賛成します。

議長 その他、賛成討論ありましたらお願いします。

議長 「なし」の声あり
それでは討論なしと認め、挙手により表決に入ります。
議案第3号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、要請する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

議長 【賛成者挙手】
挙手全員ですので、要請することに決します。

佐々木達也委員 6番、佐々木達也です。
次の議案は私の案件ですので、退席の許可を求めます。

議長 6番、佐々木達也委員の退席を許可いたします。
6番、佐々木達也委員が退席、5番、白澤克美委員が着席するまで休憩といたします。

議長 (休憩：14：13)
再開いたします。
(再開：14：13)
日程第11、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。

議長 【議案第4号 朗読】
補足説明を許します。

事務局 特にありません。

議長 それでは、質疑ありましたら挙手願います。

議長 「なし」の声あり
質疑なしと認め、討論に入ります。
最初に反対討論がありましたら、挙手願います。

議長 「なし」の声あり
それでは、賛成討論ありましたらお願いします。

白澤克美委員 5番、白澤克美です。
賃借人は信頼できる方であり、借賃も適正ですので賛成します。

佐々木博委員 4番、佐々木博です。
私も賛成でございます。
賃借人の営農に対する思い、設備的にも問題なく信頼できる方です。

朴田敦志委員 3番、朴田敦志です。
賛成ですが、借賃の設定がやや高めと感じるところですが、水利費所有者負担ということでやむを得ないと思います。

議長 その他、賛成討論ありましたらお願いいたします。

議長 「なし」の声あり
それでは討論なしと認め、挙手により表決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、要請する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

議長
白澤和実委員

挙手全員でありますので、要請することに決します。

7番、白澤和実です。

次の議案は私の属する法人の案件ですので、退席の許可を求めます。

議長

7番、白澤和実委員の退席を許可いたします。

7番、白澤和実委員が退席、6番、佐々木達也委員が着席するまで休憩といたします。

(休憩：14：17)

議長

再開いたします。

(再開：14：18)

日程第12、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第5号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

議案第5号について、補足説明をいたします。

これらの案件につきましては、農地中間管理事業による貸借の期間満了に伴う更新ではありますが、それに合わせて配分先を変更するものであるため、摘要欄には再設定の記載はしていないものでございます。

なお、1－4の案件につきましては、所有者は死亡しており、相続未登記となってはおりますが、相続に係る法定持分の半分を超える者からの申請により貸借が可能であることから、被相続人の配偶者と3名いる子の内、1名の計2名から申請することにより、法定持分6分の4になる者からの申請であるため、貸借可能となります。

議長

それでは質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

それでは、討論に入ります。

最初に反対討論ありませんか。

「なし」の声あり

議長

それでは、賛成討論ありましたらお願いします。

阿部江利子委員

2番、阿部江利子です。

法人としてきちんと営農されておりますし、地元の集積も進むことですので賛成します。

熊谷洋司委員

1番、熊谷洋司です。

借賃も適正ですし、賛成します。

高原弘明委員

15番、高原弘明です。

借賃の金額も妥当ですし、今後を見据えての更新だと思いますので賛成します。

議長

その他、賛成討論ありますか。

「なし」の声あり

議長

討論なしとして、挙手により表決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、要請する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

議長

挙手全員ですので、要請することに決します。

7番、白澤和美委員が着席するまで休憩といたします。

(休憩：14：24)

議長

再開します。

(再開：14：24)

日程第13、議案第6号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第6号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

議案第6号について、補足説明をいたします。

番号1-1から15ページの1-42の案件は●●●●法人に対する貸借の期間満了に伴う更新となりますが、まずそれに向けて、地域外の入作における農地の配分について、本町農業委員会の方針を説明させていただきます。

本日お手元にお配りしております、資料ナンバーなしの「地域外からの入作における農地の配分方針について」をご覧ください。

地域計画が策定され、地域内の農業を担う者に対して集積を進めていくことになるわけですが、現在、多くの地域で地域外からの入作も多数あるのが現状となっております。これに係る、農地中間管理事業による貸借をする上での原則的な考え方ですが、集約化の観点からは、当該地域の地域計画に位置付けられている、地域内の農業を担う者に配分するのが望ましいと考えられます。

ただし、地域計画は10年後の計画であることから、計画達成までの経過措置として、計画と異なる者に対する配分についても、事前の計画変更なしで可能となっております。仮にその後の協議の結果、その配分者に対して集積することが確定した場合は、その時点で計画変更を行うこととなります。

このような状況ではありますが、現状としては、これらの入作農地について、地域内の農業を担う者への再配分の協議はなされておらず、各地域における受け入れ態勢も決定していないというのが現状だと思います。

このことから、今回の●●●●法人に対する貸借の更新のような案件の場合については、下の箱の中の①と②を前提に農地中間管理事業による貸借とする特例方針を設定しました。

まず①については、今後、各地域の協議の場において、当該農地の集約化について協議を行うこと、そして②は、これにより地域の農業を担う者に対する再配分希望が出てきた場合は、事務局経由で現耕作者に対して打診をし、協議の結果、同意を得られれば再配分を行うこととします。

このような手続きをスムーズに行う上でも、農地中間管理事業であれば、配分先の変更のみで可能となり、一度全て解約してからの手続きは不要であることから、容易に再配分が可能となります。

なお、今回配分する●●●●法人の事務局からは、集約化に向けた再配分の協議については、前向きに対応するとの回答をいただいております。

また、16ページの番号2-1から20ページの番号14までの案件につきましては、昨年度まで●●●●法人に対して配分されていたものでございますが、●●●●法人から、現在実際に耕作している構成員のうち、大規模経営の構成員が水稻を作付けしている農地については、●●●●法人に対してではなく、各農地を耕作している構成員に直接配分してほしいとの要望があったことから、配分先を変更するものでございます。あくまでも現在耕作している構成員に対する再配分であり、現状としては実質的に変わらないと共に、配分する耕作者は今後も引き続き●●●●法人の構成員であることに変わりがないことから、前述の再配分の協議については、●●●●法人が責任もって対応することです承を得ております。

なお、16ページの番号2-4などの賃貸人が横棒とカッコ再配分とある事

案については、当初の貸借が満了していないことから、賃貸人と農地中間管理機構の間の貸借は解約せず、農地中間管理機構からの配分先のみを新たな賃借人に変更するものであるため、このような表記にしたものでございます。

また、21 ページの番号 19－1 と 19－2 については、議案第 2 号の案件と同様の理由により、水利費耕作者負担に変更して改めて要請するものでございます。

議長

それでは質疑に入ります。
質疑ありましたら、挙手願います。

議長

「なし」の声あり
質疑なしとして、討論に入ります。
最初に反対討論ありましたら、願います。

議長

中塚誠委員

「なし」の声あり
反対討論なしとして、賛成討論ありましたら、願います。
14 番、中塚誠です。

入作の解消は、地域の担い手不足の実情もあり難しい状況にあります。農地を荒らさないためには、やむを得ないと考えますので、賛成します。

星川忠博委員

13 番、星川忠博です。
農地中間管理事業を活用しての集積ですので、賛成します。

佐々木光枝委員

12 番、佐々木光枝です。
農地を荒らさないためにもやむを得ないと思いますので、賛成します。

阿部江利子委員

2 番、阿部江利子です。

入作の解消は、可能な限り地域でという意見が出されますが、実際は地域でも担い手不足で協議が進まない状況です。今回の促進計画では、地域での話し合いにより担い手がある場合は協議に応じるということですし、一歩前進したと考えております。

議長

その他、賛成討論ありますか。

議長

「なし」の声あり
討論なしとして、挙手により表決に入ります。

議案第 6 号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、要請する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

議長

挙手全員ですので、要請することに決します。
次に進みます。

日程第 14、議案第 7 号、令和 6 年度最適化活動の目標に対する点検・評価について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第 7 号 朗読】

議長

事務局

補足説明を許します。

議案第 7 号につきまして補足説明させていただきます。

この案件につきましては、議案に添付されていた資料の文字が小さかったため、お手元に A 3 版の資料をお配りしましたので、そちらをご覧ください。

こちらは令和 6 年度当初に設定しました最適化活動の目標に対して点検・評価を行うものでございます。この結果は活動の実績に基づいて点数が決定し、その合計により自動的に評価が決定するものでありますので、詳細については、総会の後の全員協議会において、より詳しい実績等をまとめた「農地利用の最適化の推進の状況」等についてご協議いただくので、その際に説明させていただきます。

議長

それでは質疑に入ります。

質疑がありましたら挙手願います。
「なし」の声あり
議長 質疑なしとして、討論に入ります。
最初に反対討論ありましたら、願います。
「なし」の声あり
反対討論なしとして、賛成討論ありましたら、願います。
金子忠博委員 11 番、金子忠博です。
活動実績ですので、賛成します。
福澤広基委員 10 番、福澤広基です。
賛成しますが、評価について、自分は活動日数の平均値を下げてしまった
と思い、反省しています。
佐々木昭英委員 9 番、佐々木昭英です。
目標日数 10 日を果たせなかったことを反省し、今後は頑張りたいと思
いますので、賛成します。
議長 その他賛成討論ございますか。
「なし」の声あり
議長 討論なしとして、挙手により表決に入ります。
議案第 7 号、令和 6 年度最適化活動の目標に対する点検・評価について、
別紙のとおり点検・評価する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。
【賛成者挙手】
議長 挙手全員でありますので、別紙のとおり点検・評価することに決します。
以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。
皆様、大変お疲れ様でした。

以上は、令和 7 年 6 月 20 日、矢巾町役場 2-2 会議室において開催された、令和 7 年第 6 回矢
巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 会 長 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____